

1 小峰・留原地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するもの 4 診療所 5 前各号の建築物に附属するもの	—	—	—	120平方メートル	敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離0.5メートル	附属建築物	1 生垣 2 フェンス 3 コンクリートブロック、石積等で高さ1メートル以下のもの
工業地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 精密機器・機械器具の製造、自動車板金・修理、鉄工、製材、建設業その他これらに類する工場 2 倉庫 3 前2号の建築物に附属するもの	10分の15	—	10分の5	500平方メートル	敷地境界線（道路境界線及び隣地境界線）までの距離2メートル	—	1 生垣 2 フェンス